

別表 2

資 金 名	金 融 機 関 名
緊急経済対策資金	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、商工中金※、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、田川信用金庫、筑後信用金庫、大牟田柳川信用金庫、遠賀信用金庫、飯塚信用金庫、大川信用金庫、福岡県医師信用組合、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合
経営改善借換資金 (新規取扱終了)	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、商工中金、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、田川信用金庫、筑後信用金庫、大牟田柳川信用金庫、遠賀信用金庫、飯塚信用金庫、大川信用金庫、福岡県医師信用組合、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合
新型コロナウイルス 感染症対応資金 (新規取扱終了)	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、商工中金、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、田川信用金庫、筑後信用金庫、大牟田柳川信用金庫、遠賀信用金庫、飯塚信用金庫、大川信用金庫、福岡県医師信用組合、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合、佐賀共栄銀行、熊本銀行、肥後銀行、大分銀行、豊和銀行、南日本銀行、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島銀行、百十四銀行、S B J 銀行、三井住友銀行、宮崎銀行、みずほ銀行、りそな銀行、朝銀西信用組合
新規創業資金	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、商工中金、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、田川信用金庫、筑後信用金庫、大牟田柳川信用金庫、遠賀信用金庫、飯塚信用金庫、大川信用金庫、福岡県医師信用組合、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、西京銀行、佐賀共栄銀行、伊予銀行、広島銀行、大分銀行、豊和銀行
成長支援資金	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、商工中金、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、田川信用金庫、筑後信用金庫、大牟田柳川信用金庫、遠賀信用金庫、飯塚信用金庫、大川信用金庫、福岡県医師信用組合、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、西京銀行、佐賀共栄銀行、伊予銀行、広島銀行、大分銀行、豊和銀行
経営革新支援資金	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、商工中金、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、田川信用金庫、筑後信用金庫、大牟田柳川信用金庫、遠賀信用金庫、飯塚信用金庫、大川信用金庫、福岡県信用組合、福岡県医師信用組合、横浜幸銀信用組合
DX・生産性向上支援資金	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、商工中金、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、田川信用金庫、筑後信用金庫、大牟田柳川信用金庫、遠賀信用金庫、飯塚信用金庫、大川信用金庫、福岡県医師信用組合、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合
ふくおか県政推進 サポート資金 (新規取扱終了)	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、商工中金、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、田川信用金庫、筑後信用金庫、大牟田柳川信用金庫、遠賀信用金庫、飯塚信用金庫、大川信用金庫、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合、福岡県医師信用組合
アジアビジネス 展開支援資金 (新規取扱終了)	福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、十八親和銀行、福岡ひびき信用金庫、大牟田柳川信用金庫、大川信用金庫、遠賀信用金庫、商工中金、三菱UFJ銀行、三井住友銀行

小規模事業者振興資金	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、田川信用金庫、筑後信用金庫、大牟田柳川信用金庫、遠賀信用金庫、飯塚信用金庫、大川信用金庫、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合、福岡県医師信用組合
長期経営安定資金	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、商工中金、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、田川信用金庫、筑後信用金庫、大牟田柳川信用金庫、遠賀信用金庫、飯塚信用金庫、大川信用金庫、福岡県医師信用組合、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合
短期運転資金	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、商工中金、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、田川信用金庫、筑後信用金庫、大牟田柳川信用金庫、遠賀信用金庫、飯塚信用金庫、大川信用金庫、福岡県信用組合、福岡県医師信用組合、横浜幸銀信用組合

※別表1－1 融資対象（5）について

中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第2項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、その後に中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けたものとの関係では、商工中金を除く。